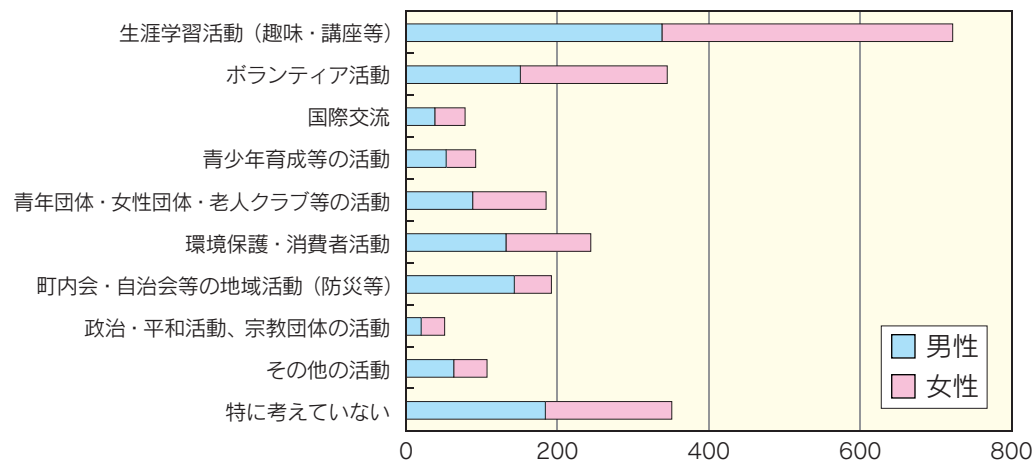


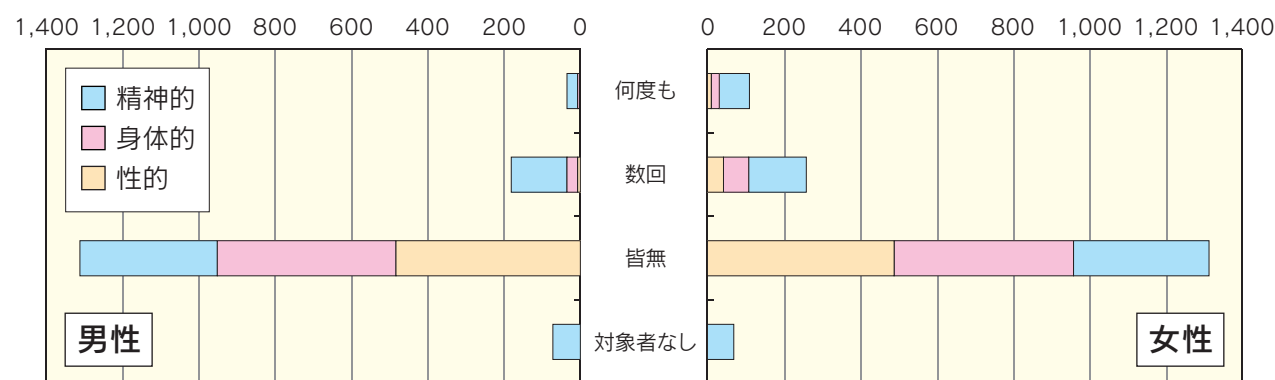
問9 今後どのような生き方や社会活動にチャレンジしたいですか？

(三つまで選んでいただきました)



生涯学習活動で趣味や講座に関心を持っている人が、最も多くなっています。

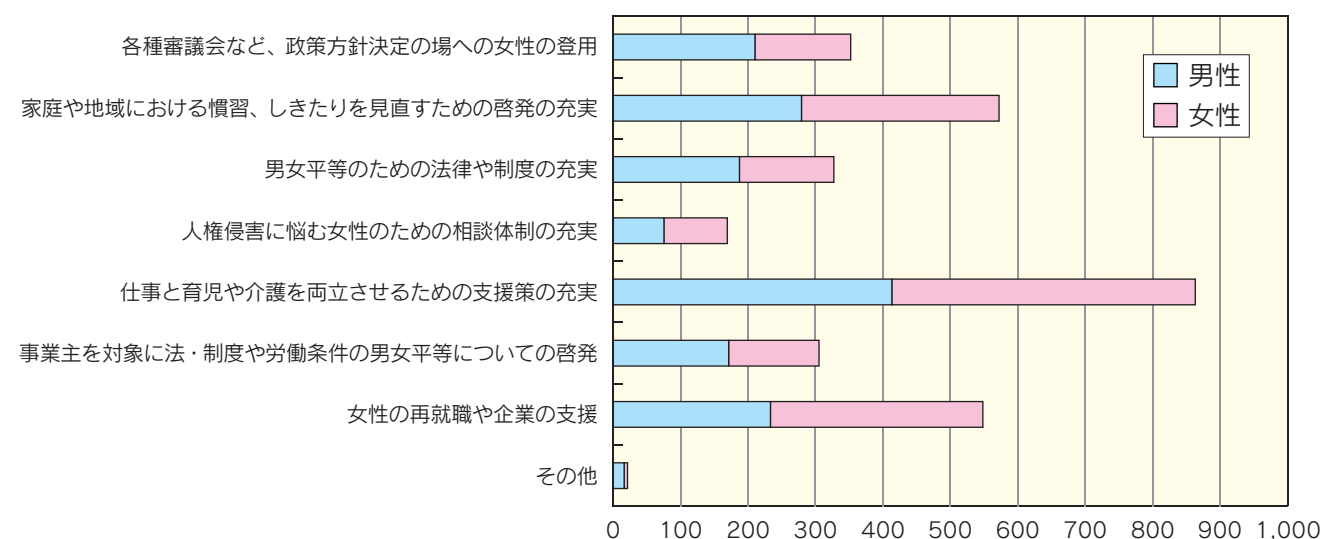
問10 配偶者や恋人から暴力を受けたことがありますか？



何らかの暴力を受けた人は、女性で21%、男性で14%となっています。

問11 男女共同参画社会を作るのにどんな施策を望みますか？

(三つまで選んでいただきました)



男女ほぼ同数で支援策の充実を望んでいます。

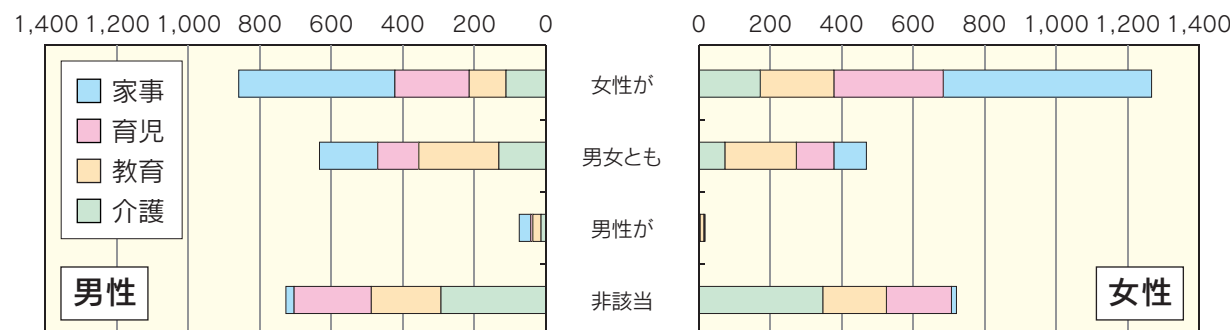
男女共同参画に関して、多くのご意見を頂きましたがこの紙面では、ご紹介できませんので後日公民館に掲示します。

男女共同参画についての意識調査結果②

先月号に引き続き、意識調査の結果をお知らせします。

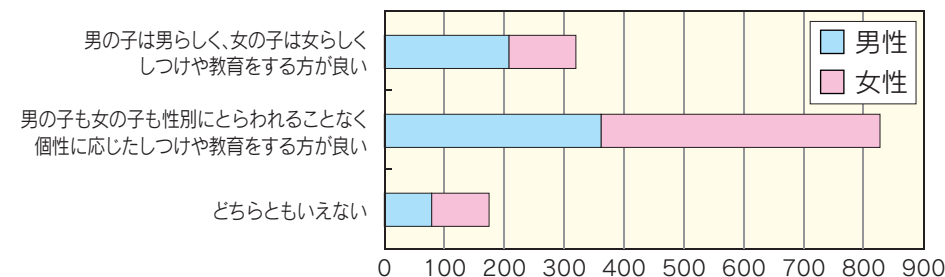
問い合わせ先 教育課 生涯学習係 TEL79-7940

問5 どちらが次の仕事をしますか？



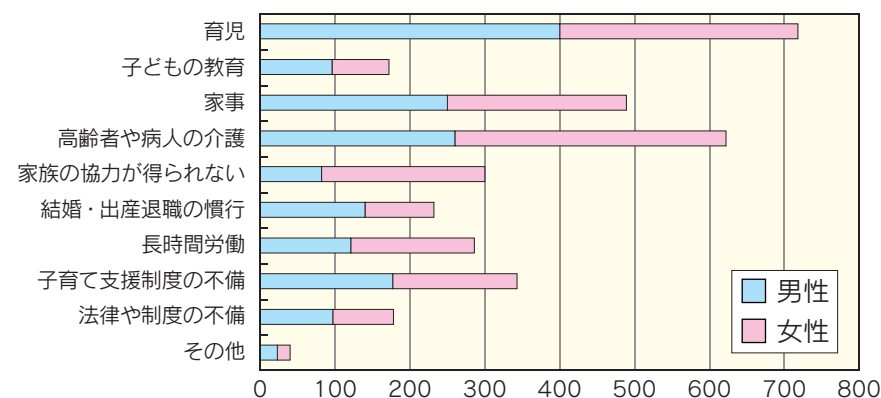
家事・育児は主として女性がやっているようです。出来る人がやるは男性の回答が多くなっています。

問6 子どものしつけや教育についてどう考えますか？



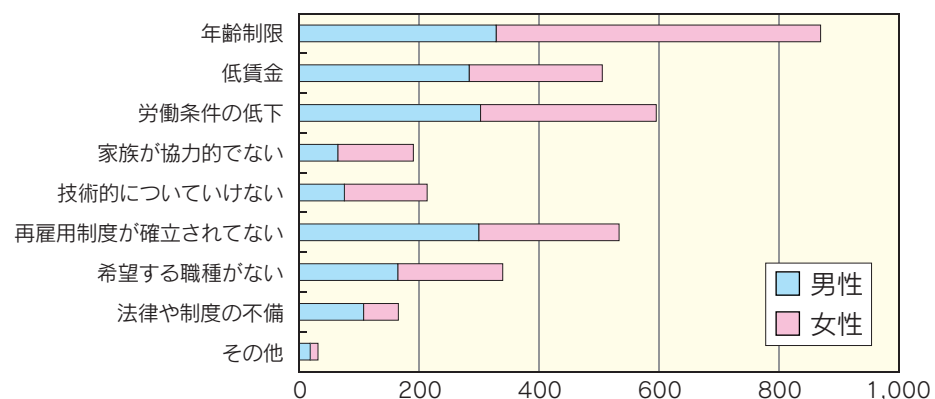
全般的に性別でなく個性に応じたしつけや教育が良いとされています。しかし男性には男らしく、女性には女らしくを選択した人も約1/3います。

問7 女性が働きつづけるのに支障になることはなんですか？



育児と介護が半数を占めています。

問8 女性の再就職時に問題になることはなんですか？



女性は、年齢制限が一番の問題と感じています。(全ての年代で回答しています。)労働条件の低下、再雇用制度が確立されていない面も多くなっています。

後期高齢者医療制度の障害認定について

◎後期高齢者医療制度の障害認定

一定程度の障害の状態にある65歳以上75歳未満の方で、長野県後期広域連合の認定を受けた方は後期高齢者医療制度の被保険者となることができます。希望する方は、申請してください。（持ち物…身体障害者手帳等障害の状態のわかるもの・印鑑）

一定程度の障害の状態とは・・・

- ①国民年金などの障害年金の1級、2級に該当する方
- ②身体障害者手帳の1級、2級、3級に該当する方
- ③4級の一部に該当する方
 - ・音声機能または言語機能の障害に該当する方
 - ・下肢障害 1号、3号または4号のいずれかに該当する方
- ④精神障害者保健福祉手帳の1級または2級に該当する方
- ⑤療育手帳の重度（A）に該当する方

なお、長野県後期高齢者広域連合の認定を受け、後期高齢者医療制度の被保険者になった後でも、申請撤回の届出により被保険者資格を喪失し、他の健康保険の被保険者となることも可能です。ただし、届出日よりさかのぼって資格を喪失することはできません。

後期高齢者医療制度の窓口及びお問い合わせについては下記までお願いします。
保健福祉課 医療給付係（役場1階左側事務室） 直通 79-7925

8月1日から 後期高齢者医療制度の保険証が新しくなります

◎後期高齢者医療制度の保険証を更新します

今年の8月1日からご使用いただく保険証を、7月下旬に住民票に記載された住所または、あらかじめお届けいただいた送付先に「転送不要」扱いで郵送します。

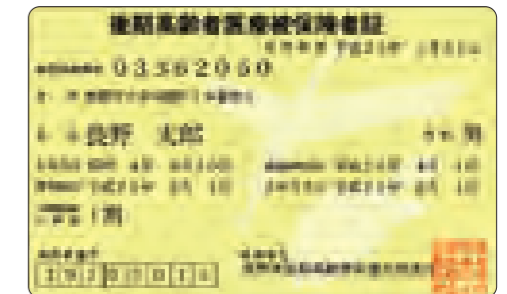
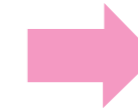
「転送不要」とする理由は、最近、郵便局に虚偽の転居届を出して郵便物をだまし取るなどの犯罪が発生しているためです。このため、受取人が郵便局に転居届を出されていても郵便物は転送されませんので、住民票に記載された住所以外の場所への送付を希望される方はご連絡ください。

新しい保険証は、色を橙色から黄色に変えるとともに氏名などが見やすいようになりました。新しい保険証がお手元に届きましたら、住所・氏名・自己負担割合などの記載内容を確認してください。

なお、古い保険証は、8月1日以降に返還していただくか、ご自身で裁断するなどして破棄していただいても結構です。



旧(橙色)



新(黄色)

■自己負担割合について

保険証を更新する際、平成21年8月1日から平成22年7月31日までの医療費の自己負担割合を、平成20年中の収入などに基つき、次のとおり判定します。

○負担割合が3割となる方

平成21年度の村民税課税所得が145万円以上の被保険者の方及びその方と同一世帯の世帯員である被保険者の方

ただし、次に該当する方は「基準収入額の適用申請」をし、認定された場合は負担割合が1割になります。別途通知を差し上げますので該当すると思われる方は申請してください。

- ・被保険者複数世帯で被保険者の方の収入合計額が520万円未満の方
- ・被保険者1名世帯でその方の収入額が383万円未満の方
- ・被保険者1名世帯でその方の収入額が383万円以上だが、同一世帯の70歳から74歳の方の収入を含めた収入合計額が520万円未満の方

○負担割合が1割となる方

- ・被保険者全員の平成21年度の村民税課税所得が145万円未満の方
- ・基準収入額適用申請をして認定された方

（注）8月1日以降で、判定に係る所得額や世帯判定対象者の構成に変更があったときなどは、随時、一部負担金の割合を判定し直します。その結果、一部負担金の割合に変更が生じた場合は、保険証の有効期限内であっても、新しい保険証を交付します。その際は、古い保険証は絶対に使用しないで、速やかに返還してください。

COLUMN



Vol. 22

この頃、原村のごみの出し方が乱れてしまいました。ごみの出し方として先進的な取り組みをして、その実も上がっていただけに残念です。可燃ごみが平成19年度に比べ、20年度は5.6%も増えてしまったのです。今までは年々減っていたのですが、どうしたことでしょう。これでは茅野市や富士見町に對して胸をなやませないままです。今までは一生懸命減量化に取り組んできた、公民協働の努力も水の泡です。ごみステーションからの可燃物収集のみならず、原村は前記のとおり5.6%の増です。茅野市でも増えているものの2.2%、富士見町では3.8%の減です。事業系のごみは茅野市、富士見町とも減っているのに対して、原村では増えています。総計で見ても可燃ごみは、原村のみが増えています。一方資源ごみをみまますと、発砲スチロール以外は総て前年より減ですが、紙類特に新聞紙、雑誌等重量のある物の減が大きく、相当量可燃ごみに行ったものと思われる。やはり分別は大切です。一定量のごみを減量するには、分別の徹底と生ごみの自家処理が大きい訳ですから。

原村では今、諏訪南行政事務組合の負担金の人口割部分を排出量割に改めるよう、組合への働きかけを強めようとしています。住民の皆さんの努力が、目に見える形で表われるようにしたいのです。それは本村の排出量が人口比より少ない、言いかえればごみの減量化が進んでいるという自負があるからです。このまま行きますと人口割のままの方が良かったとか、排出量割にして却って負担が大きくなってしまう、ということにもなりかねません。住民皆が生ごみの自家処理と分別をきちんと行う努力をして、減量化に努めなければいけないのではないのでしょうか。

あるごみ収集日のごみステーションの実態。畑や屋敷の春野菜や雑草類を土も良く振るわなまま、わんさと袋に詰め込んでいる。鑑賞草花の枯死した物をそのまま植土ごと出してある。不要になった漬物が、その漬汁ごと詰められている。大根等貯蔵野菜が不要になり、うんとこしょと袋が破れるも、ものは出している。勿論袋は無記名。どうも人々は自分の所さえ片付けば良いらしい、と思ってしまう。山林や河川への不法投棄、車からのポイ捨ても同じ、心理らしい。手もとを見られなければそれでいいのだ。これでは困ります。

一部の自治体では、ごみの有料化も検討され始めました。生ごみや食品残渣の自家処理（処理する場所のある人ですが）、分別やごみ出しのマナー等をきちんと守り、持続性のあるごみ処理を皆で作って行きたいものです。

原村長 清水 澄